

令和3年 第9回

四日市市教育委員会会議

関係資料

日時 令和3年7月14日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

## 令和3年 第9回 教育委員会会議 議事

### ○議 案

議案第22号 専決処分の報告及び承認について（四日市市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について）

議案第23号 専決処分の報告及び承認について（四日市市文化財保護審議会委員の解嘱について）

議案第24号 四日市市文化財保護審議会委員の委嘱について

### ○報 告

令和3年6月定例会議の報告について

議案第 2 2 号

専決処分の報告及び承認について

四日市市教育委員会事務委任規則（昭和 39 年四日市市教委規則第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、四日市市文化財保護審議会運営規則（平成 5 年四日市市教委規則第 10 号）第 3 条について、次のとおり、教育長が専決により処分したので、同条第 2 項により報告し、承認を求める。

令和 3 年 7 月 1 4 日提出

四日市市教育長 葛 西 文 雄

専決処分の内容

四日市市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

四日市市文化財保護審議会運営規則に基づき、四日市市文化財保護審議会臨時委員を次のように委嘱する。

令和 3 年 5 月 2 8 日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市文化財保護審議会運営規則（平成 5 年四日市市教委規則第 1 0 号）

第 3 条の規定に基づき、次の者を四日市市文化財保護審議会臨時委員に委嘱する。

福 井 款 彦

（発令者） 四日市市教育委員会

（任 期） 令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

< 議案参考資料 >

**【専決処分を行った理由】**

8月16日開催予定の四日市市文化財保護審議会において、安性寺所有の槍「備州長船法光」の文化財指定について答申を受けるために、刀剣の専門家である福井款彦氏に臨時委員として委嘱するものであるが、事前に調査を実施する必要がある、概ね2か月程度かかる見込である。

そのため、7月14日の教育委員会会議での委嘱を待っていては文化財保護審議会までに調査が完了しないため、専決処分を行った。

<議案参考資料>

四日市市文化財保護審議会 委員名簿（令和3年度）

根拠法令：四日市市文化財保護条例

四日市市文化財保護審議会運営規則

任 期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

定 数：20人以内

（敬称略）

専 門	氏 名	経 歴	備考
天然記念物	桐 生 定 巳	学識経験者	
天然記念物	木 村 裕 之	学識経験者	
文書	上 野 秀 治	皇學館大学 名誉教授	
民俗	鬼 頭 秀 明	中京大学 非常勤講師	
民俗	久志本まどか	民俗・芸能研究者	
考古	神 野 恵	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 都城発掘調査部 考古第二研究室長 奈良女子大学 客員准教授	
史跡	朝 倉 由 希	公立小松大学 国際文化交流学部准教授 文化庁地域文化創生本部研究官	
陶磁器	井上 喜久男	元愛知県陶磁資料館館長補佐	
建造物	柳 澤 宏 江	元博物館明治村 建築担当 豊橋科学技術大学非常勤講師 名古屋造形大学非常勤講師	
仏像	瀧 川 和 也	三重県総合博物館 調査・資料情報課長	
彫刻・絵画	道 田 美 貴	三重県立美術館 学芸普及課長 学芸員	
刀剣類	福 井 款 彦	日本美術刀剣保存協会 三重県支部 副支部長 三重県銃砲刀剣類登録審査会 審査委員	臨時委員 R3.6.1~R4.3.31
市民委員	清 水 弘 子	日本現代詩人会 日本詩人クラブ会員 采女城跡保存会会員	

○四日市市文化財保護条例（抜粋）

第 7 章 四日市市文化財保護審議会

（設置）

第 4 2 条 委員会に四日市市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会に建議する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

○四日市市文化財保護審議会運営規則（抜粋）

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委嘱）

第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び市民のうちから四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

（一部改正〔平成 2 3 年教委規則 4 号〕）

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任するものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

議案第 23 号

専決処分の報告及び承認について

四日市市教育委員会事務委任規則（昭和 39 年四日市市教委規則第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり、教育長が専決により処分したので、同条第 2 項により報告し、承認を求める。

令和 3 年 7 月 14 日提出

四日市市教育長 葛 西 文 雄

専決処分の内容

四日市市文化財保護審議会委員の解嘱について

四日市市教育委員会事務委任規則に基づき、四日市市文化財保護審議会委員を次のように解嘱する。

令和 3 年 5 月 28 日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教育委員会事務委任規則（昭和 39 年四日市市教委規則第 11 号）第 2 条の規定に基づき、次の者を四日市市文化財保護審議会委員から解嘱する。

武 田 明 正

< 議案参考資料 >

**【専決処分を行った理由】**

委員本人から、病気による体調不良により委員の職務が果たせないことを理由に辞任の申し出があった。本人の希望を尊重し、速やかに解嘱手続を行う必要があると認められたことから、専決処分を行った。

<議案参考資料>

四日市市文化財保護審議会 委員名簿（令和3年度）

任 期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

定 数：20人以内

（敬称略）

専 門	氏 名	経 歴	備考
天然記念物	桐 生 定 巳	学識経験者	
天然記念物	武 田 明 正	三重大学名誉教授	R2.4.1~R3.5.28
天然記念物	木 村 裕 之	学識経験者	
文書	上 野 秀 治	皇學館大学 名誉教授	
民俗	鬼 頭 秀 明	中京大学 非常勤講師	
民俗	久志本まどか	民俗・芸能研究者	
考古	神 野 恵	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 都城発掘調査部 考古第二研究室長 奈良女子大学 客員准教授	
史跡	朝 倉 由 希	公立小松大学 国際文化交流学部准教授 文化庁地域文化創生本部研究官	
陶磁器	井上 喜久男	元愛知県陶磁資料館館長補佐	
建造物	柳 澤 宏 江	元博物館明治村 建築担当 豊橋科学技術大学非常勤講師 名古屋造形大学非常勤講師	
仏像	瀧 川 和 也	三重県総合博物館 調査・資料情報課長	
彫刻・絵画	道 田 美 貴	三重県立美術館 学芸普及課長 学芸員	
市民委員	清 水 弘 子	日本現代詩人会 日本詩人クラブ会員 采女城跡保存会会員	

議案第24号

四日市市文化財保護審議会委員の委嘱について

四日市市文化財保護審議会運営規則（平成5年四日市市教委規則第10号）第3条の規定に基づき、次の者を四日市市文化財保護審議会委員に委嘱する。

令和3年7月14日提出

四日市市教育長 葛西文雄

平山大輔

（発令者） 四日市市教育委員会

（任期） 令和3年7月14日から令和4年3月31日まで

<議案参考資料>

四日市市文化財保護審議会 委員名簿（令和3年度）

根拠法令：四日市市文化財保護条例

四日市市文化財保護審議会運営規則

任 期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

定 数：20人以内

(敬称略)

専 門	氏 名	経 歴	備考
天然記念物	桐 生 定 巳	学識経験者	
天然記念物	平 山 大 輔	三重大学教授	R3.7.14~R4.3.31
天然記念物	木 村 裕 之	学識経験者	
文書	上 野 秀 治	皇學館大学 名誉教授	
民俗	鬼 頭 秀 明	中京大学 非常勤講師	
民俗	久志本まどか	民俗・芸能研究者	
考古	神 野 恵	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 都城発掘調査部 考古第二研究室長 奈良女子大学 客員准教授	
史跡	朝 倉 由 希	公立小松大学 国際文化交流学部准教授 文化庁地域文化創生本部研究官	
陶磁器	井上 喜久男	元愛知県陶磁資料館館長補佐	
建造物	柳 澤 宏 江	元博物館明治村 建築担当 豊橋科学技術大学非常勤講師 名古屋造形大学非常勤講師	
仏像	瀧 川 和 也	三重県総合博物館 調査・資料情報課長	
彫刻・絵画	道 田 美 貴	三重県立美術館 学芸普及課長 学芸員	
刀剣類	福 井 款 彦	日本美術刀剣保存協会 三重県支部 副支部長 三重県銃砲刀剣類登録審査会 審査委員	
市民委員	清 水 弘 子	日本現代詩人会 日本詩人クラブ会員 采女城跡保存会会員	

○四日市市文化財保護条例（抜粋）

第 7 章 四日市市文化財保護審議会

（設置）

第 4 2 条 委員会に四日市市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会に建議する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

○四日市市文化財保護審議会運営規則（抜粋）

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委嘱）

第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び市民のうちから四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

（一部改正〔平成 2 3 年教委規則 4 号〕）

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任するものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

令和3年6月市議会  
定例月議会  
本会議審議等内容報告

四日市市教育委員会

本 会 議  
審 議 内 容

〔一般質問〕

令和3年6月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>小林 博次 (市民eyes)</p>	<p>○ヤングケアラー支援対策について 本市におけるヤングケアラーの実態を把握しているか。</p>	<p>(副教育長) 学校が従来よりヤングケアラーと思われる児童・生徒を把握した場合は、教育委員会が報告を受け、必要に応じて関係機関と連携を図ってきた。今年度校長会議においてあらためて周知した。 全校教育相談担当教員に研修を受講するよう指示し、今後も児童生徒の実態を把握し、早期発見早期支援に努めていく。 SSWを要とし、関係機関との連携を深めていく。</p>
<p>荻須 智之 (政友クラブ)</p>	<p>○小学校の水泳授業について ①市内の小学校ではそれぞれが課題を抱えつつ、コロナ対策を施して水泳授業を実践しているが、どの様な対策を講じているのか。 ②更衣室の換気機能増強などのハード対策を行わなかったのはなぜか。 ③水泳授業が正常に行われている学校と、2時限授業を2回だけとする学校との格差をどう考えるのか。 ④今後、水泳授業の全面的な民間委託を進める事について市の見解は。</p>	<p>(教育長) ①児童生徒の健康と安全を第一に考えた感染防止対策を検討、具体化し、6月以降、順次、水泳指導を実施している。 ②「水泳指導安全の手引き」の中で、更衣する際の留意点、更衣室の設置の仕方等を写真等使用しながら具体的に示し、各校の状況に応じたきめ細かなソフト面での対策を実施した。 ③感染リスクへの対策も踏まえた上で実技を行える時間数の確保に努めていく。また、泳ぎの仕組みに関する基礎的な知識を得ること、水の事故を未然に防ぐための知識を得ることを大切にされた水泳指導を実施していく。 ④民間委託も含めたコロナ禍における持続可能な学校における水泳指導のあり方について、他市の取り組み等も参考にしながら研究を進め、水泳学習の開発と学習の場の確保に努めていく。</p>
<p>中村 久雄 (政友クラブ)</p>	<p>○多文化共生について 本市の日本語支援体制の現状はどのようになっているのか。</p>	<p>(副教育長) 集住地区である西笹川中学校区と市中心部にある中部中学校区を拠点校にして、日本語指導体制を整えており、拠点校以外の学校に対しても、実態に合わせて適応指導員を派遣し支援を行っている。 日本語を話せない児童生徒には集中して日本語を学ぶ初期適応指導教室「いずみ」を設置し、専門の指導者が指導を行っている。 特別支援学級への入級の可否については、言語面だけでなく、行動観察も重視しており、日本語ができないことを理由に、特別支援学級の入級を判断していない。 また、初期の日本語指導を終えた外国人児童生徒のために、「JSLカリキュラムに基づいた授業づくり」を行っており、大学教授と専門家に指導・助言を受けている。</p>

令和3年6月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>中村 久雄 (政友クラブ)</p>	<p>○熱中症対策と新型コロナウイルス感染症対策 ①栃木県の中学校長が唱えた「ノーマスク指導」についての見解は。</p> <p>②猛暑日での換気はどう対応していくのか。</p> <p>③十分な距離を保てる場合には、マスク着用必要なし。かつ、気温・湿度や暑さ指数が高い日には熱中症の対策を優先させる。この件はどう対応していくのか。</p> <p>④「体育ではマスクの着用は必要なし。ただし、身体的距離が十分にとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。」(文科省マニュアル)とあるが、児童生徒自身にその判断ができるのか。</p> <p>⑤「屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外す」(文科省マニュアル)とあるが、児童生徒に判断できるのか。</p>	<p>(教育長)</p> <p>①この学校では、「対面」「近距離(2m以内)」「一定時間(15分以上)の会話」の3つの条件がすべて当てはまる場合でなければ、「マスクは不要」として学校運営が行われた。本市は、文科省のマニュアルに基づく対策を行っており、マスク着用を原則として、学校教育活動を行うよう、小中学校へ指示している。</p> <p>②常時換気をしながらの空調稼働であることやマスク着用により体内に熱がこもりやすくなることから、空調は25℃を目安とし、児童生徒の様子を見ながら温度設定をするよう学校に指示をしている。また、今週中に、全小中学校・全教室にCO2モニターを設置し、CO2濃度を把握しながら、窓の開閉を適宜調整することで、十分な換気と効率的な空調利用が行えるよう学校へ指導する。</p> <p>③文科省のマニュアルでは、熱中症対策の観点を入れたマスク着用についての方法や注意点が示されている。教職員は児童生徒の様子に注意し、児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかかけたりするなど、自身の判断で適切に対応できるように指導している。</p> <p>④コロナ禍での体育は、個人や特定の少人数で、周囲と身体的距離を確保できる運動を行う等、各校工夫している。身体的距離が十分に取れる場合や、呼吸が激しくなる運動時、気温・湿度が高く、熱中症の恐れがある場合等には、マスクを取るよう学校に指示している。児童生徒の判断に任せただけでなく、教職員は児童生徒の体調の変化をよく観察するとともに、いつマスクを外すかなど、子どもの状況を想定した安全管理を行うことが重要であることを、引き続き学校へ指導していく。</p> <p>⑤小学校は、集団登校が多く、安全確保のために、児童間の距離が近い中で通学が必要となるため、マスク着用で通学することもある。児童生徒は、学校で新型コロナや感染の仕組みを学ぶとともに、気温・湿度が高い日には、マスクを取って無言で歩く、マスクを少しずらすなど、自らの判断でマスクの着脱を調整する力を身に付けてきた。教職員は感染症予防と熱中症予防、両方の観点から児童生徒への指導を続けている。今後も、児童生徒自らが、感染症や熱中症、また交通事故等の危険を予測し、回避する力を身に付けるような指導を行うよう、適宜学校に指導していく。</p>

令和3年6月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>森 康哲 (政友クラブ)</p>	<p>○大規模災害における避難所について 体育館へのエアコン設置についての所見は。</p>	<p>(副教育長) 現在、小学校の給食室に加え、更新時期を迎えている保健室や職員室、パソコン室などの空調設備の更新に向けて、事業者選定業務を進めている。 文部科学省は、既存の体育館は断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いため、体育館本体の建て替えなどに併せて空調設備を設置し、教育環境改善に取り組むこととしている。 教育委員会では普通教室をはじめ、パソコン室、図書室、視聴覚室、音楽室などの特別教室について空調の整備を行ってきたが、理科室や図工室などの未整備の教室がある。加えて学校施設においては、校舎改築事業、大規模改修事業、中学校給食施設整備事業など対応すべき課題が山積している。 このようなことから、体育館へ空調を設置することは難しい。</p>
<p>森 智子 (公明党)</p>	<p>○ヤングケアラーの現状と支援について 本市におけるヤングケアラーの実態を把握しているか。</p>	<p>(副教育長) 潜在化したヤングケアラーがいるのではと考え、ヤングケアラーの可能性のある児童生徒がいた場合は、報告するよう各校長に依頼した。 ヤングケアラーの可能性のある家庭等、支援が必要な家庭にはSSWを派遣している。また、教員がヤングケアラーについて研修に取り組んでいる。 今後も、SC、SSWを有効活用し、ヤングケアラーを早期に発見し、関係部署や児童相談所等と連携し、必要な支援につなげていく。</p>
<p>荒木美幸 (公明党)</p>	<p>○コロナ禍における女性の負担軽減について 学校における「生理の貧困」への今後の支援体制について。 保健室に、生理用品があることを周知がされていないのではないか。 様々な事情で、自分から生理用品が必要だと声を上げられない児童生徒へのサポートをどう考えるのか。</p>	<p>(教育長) 市内全小中学校の保健室に生理用品を常備しており、必要な時には養護教諭から受け取ることができる。今までも周知してきたが、これに加えて、保健だよりに掲載したり、トイレに掲示したりするなど、児童生徒へのさらなる周知を図っていく。 学校では現在、養護教諭など人を介して生理用品を渡している。養護教諭等が本人と関わりながら渡すことで、その子の真の困り感をとらえ、その後の適切な支援につなげるためである。 また、父子家庭を含むひとり親家庭等、様々な事情から、困っていることを声にだせない児童生徒については、教職員間で情報共有を行い、担任からこまめな声掛けをしている。 必要な支援について、今まで以上にSSWを核とした医療や福祉などの関係部署、関係機関との連携を図りながらも、生理の貧困の視点を忘れてはならないと考えている。 一方、児童生徒自身が、周りにどんな支援機関があるか、どのように頼ればよいのかを学ぶ、知ることも教育の大事な側面であると考えている。物的な支援と併せて、義務教育の場にいる間に、子どもどうしや、教職員とのつながりの中で、一人で悩み等を抱え込むことなく、周囲に相談できる力をつけていきたいと考えている。</p>

令和3年6月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>谷口 周司 (新風創志会)</p>	<p>○GIGAスクール構想について ①学校での活用について。  ②家庭での活用について。  ③今後への期待について。</p>	<p>(教育長) ①国のGIGAスクール構想を受け、一人一台タブレット端末を令和2年度末までに導入済みであり、教科授業その他の活動で活用を始めている。  ②夏休みに全校一斉に持ち帰る際には、インターネットに接続していなくても学習できるよう配慮する。また、家庭のインターネット環境については就学援助の対象とすることも検討していく。 家庭で使用する際には、学校と同様のフィルタリングをかけ、有害な情報は制限し、学習に必要な情報を閲覧できるようにしていく。 また、コロナ禍において、出席停止や学級閉鎖の際にはタブレットを家庭に渡してオンライン学習を行っており、不登校の児童生徒に対してもタブレットを活用し、学びの保障を行っていく。 学習者用デジタル教科書は国の実証事業を受けて、約半数の学校で導入しており、「のびゆく四日市」のデジタル教材化を行った。  ③今後家庭との連携についての活用を進めていく。また、他部局とも連携し、新たな活用の可能性も探っていきたいと考えている。</p>
<p>井上 進 (新風創志会)</p>	<p>○不登校生徒を救うために市ができることは ①校内ふれあい教室の現状と、設置できていない学校の生徒へのケアをどのようにしているのか。  ②中1ギャップによる不登校対策として、小中一貫校について検討してはどうか。</p>	<p>(教育長) ①令和2年度の中学校3校を皮切りに、毎年3校ずつ増設し、令和4年度には中学校9校への設置を計画している。 昨年度通級した42人のうち28人に好ましい変化が見られた。また、今年度は41人が通級している。校内ふれあい教室を設置していない学校では、別室登校による支援を行っている。 本市では、校内ふれあい教室の整備を進めるとともに、登校サポートセンターが、全小中学校に設置する不登校対策委員会と連携して、不登校児童生徒支援体制の充実・強化を図っている。  ②不登校対策の観点で小中一貫教育の研究を行ったが、従来の中1ギャップと同様の小6ギャップが見られるなどの課題もあった。 本市では、小中学校の教員の乗り入れ授業や小学校高学年の一部教科担任制など小中連携を行っており、今後も、学びの一体化において、小学校から中学校に進学する際の接続が円滑なものとなるよう取り組みを進めていく。</p>

令和3年6月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>後藤 純子 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○FemTech(フェムテック)について ①フェムテックの視点を踏まえ、性に関する指導の中にPMS(月経前症候群)、乳がん、子宮頸がんを盛り込んでいってはどうか。</p> <p>②学校における性に関する指導を受けた後、児童生徒が生理を始め、体の悩みを産婦人科医に相談できる環境の整備が必要だと考えるがどうか。</p> <p>○VR・ARアプリについて コロナ禍によって伝統行事などが中止になる中、本市の遺跡、祭り、旧四郷村役場などの文化財を知ってもらうため、VRやARを活用してはどうか。</p>	<p>(教育長) ①直接的にフェムテックについて指導することはないが、学校における性教育の目的である「人間教育の一環として命の尊厳や自己及び他者の個性を尊重する」こと等をより大切にしていかなければならないと考えている。 小中学校ともに保健体育科の授業において、「性」や「がんとその予防」を正しく理解できるよう、発達段階に応じて指導しているが、これらを別々に学習していることから、「性」に関する指導をする際には、乳がん、子宮頸がん等と関連付けて指導するよう小中学校に薦めていく。</p> <p>②市内の中学校では、性感染症の現状や予防、早期受診の重要性について、本市の保健所保健師が講義を行う「性感染症出前講座」を行っている学校もある。 令和元年度より、産婦人科医等を外部講師として各校に派遣する事業を行ってきた。産婦人科医等に講演していただく機会をとらえて、産婦人科医等が相談できる存在であり、必要に応じて産婦人科を受診することは大切であることを、専門家自身の言葉で児童生徒に話していただいている。月経など体の悩みがある際には、専門機関や自分の周りの人に、支援を求めれば良いことを、教育の大切な側面として伝え、性に関する指導の充実を図っていく。</p> <p>(副教育長) 現在、「久留倍官衙遺跡公園」において、VRやARの活用ができないか研究を開始している。 また、文化財を広く知ってもらえるよう「四日市の文化財」をホームページ上で公開し、御池沼沢植物群落や旧四郷村役場等について、写真や動画、一部はVR技術を使って配信している。子どもたちへのVRやARの活用を考えると、小中学校でも1人1台タブレットが実現されたので、社会見学や授業に活用できる可能性も広がっている。 久留倍官衙遺跡公園をはじめ、他の文化財への活用も視野に入れ、VRやARの研究を進めていく。</p>

# 教育民生常任委員会

## 〔付 託 議 案〕

- 工事請負契約の締結について－旧笹川西小学校解体工事－

令和3年6月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等  
 ◎議案第15号 工事請負契約の締結について－旧笹川西小学校解体工事－

質問議員 (会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>豊田 政典 (新風創志会)</p>	<p>①旧笹川西小学校跡地を含めた笹川西公園の再編案については、令和3年2月定例会議会で設計予算を可決した。ところが、旧笹川西小学校が解体されることで、避難所が無くなるという新たな問題提起があり、避難所をもとの規模で確保してほしいという請願が出された。解体予算について、大規模な事業にかかわらず、なぜ2月議会で説明がなかったのか。</p> <p>②地元住民は、解体工事が行われることで避難所が無くなることを心配しており、ここが解決されないと議案の判断ができない。工事は延期できないのか。</p> <p>③7月4日の再編計画の住民説明会で話が進まない限り、工事の着工はしないと約束できるか。</p> <p>④連合自治会の役員や議会にだけでなく、地元住民に説明し意見を聞いてほしい。きちんと説明会をして、避難所のことを説得したうえでないと工事をしないと云えるか。</p> <p>⑤避難所としての体育館がなくなるが、代替施設がない。どんな対応策ができるか。</p> <p>⑤避難所がなくなることについて事前の住民説明の努力がなかった。住民意見の聴取と、説明のよりよい方法について見解を聞きたい。</p> <p>⑥体育館がなくなった場合、303人分の避難施設を確保できるよう考えていくことを約束できるか。</p>	<p>(教育施設課長)</p> <p>①校舎解体については令和2年12月議会の予算常任委員会の協議会で都市整備部主体でスケジュールの説明を行った。加えて教育委員会としては教育環境の改善や充実、維持管理を行っていく予算ではなかったため。</p> <p>②解体の延期が可能かどうかは、再編計画に影響があるので判断しにくい。</p> <p>③7月4日の話が進まない、解体工事の説明会も行えないと考えている。</p> <p>(教育長)</p> <p>④再編計画や工事は市全体の話であり、その中で教育委員会は再編案の説明会にも出席し、解体工事の安全面についてしっかりと説明したい。</p> <p>(副教育長)</p> <p>⑤西笹川中や笹川小を利用して頂くという理解をしている。</p> <p>(都市整備部長)</p> <p>⑤避難所の考え方については、テニスコートの騒音問題と同様、十分な説明と対策を行っていかなければならないという認識をしている。都市整備部だけでなく、多文化共生や子育て支援の関係部局と絡むので、市全体として可能な限り、反映できる意見は反映していく。丁寧な説明が欠けていたことは反省している。しっかりと地元の説明し、地域の方がどういうものを求めているのか十分に聞き取って可能なことは対応したい。</p> <p>⑥指定避難所に指定されていた体育館はなくなるが、500～600㎡程度の多文化交流施設や1,200㎡程度の子育て施設を計画している。指定避難所になるか緊急避難所になるかわからないが、関係部局と連携していく。また公園自体の作り方も工夫できれば行っていきたい。</p> <p>(危機管理監)</p> <p>⑥災害の規模や種類に応じて開設する避難所を判断するため、笹川の地区内で303人分をここに用意する、という提案はできない。極端に言うところを使うという考え方。場合によっては指定避難所に指定していない公共施設もあけていくことを想定するなど、避難所に入れられないことがないよう対応していく。</p>

令和3年6月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等  
 ◎議案第15号 工事請負契約の締結について―旧笹川西小学校解体工事―

質問議員 (会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
日置 記平 (政友クラブ)	<p>地元に説明が無かったことが一番の問題。まず大事なことは、このエリアに投資をする、それを市民に説明し、100%は難しいが合意形成をしておかないとこういうことになる。地域の安心安全を確保するのに、地元が非常に苦労している。なぜそうなったか、説明が足りないのでは。</p>	<p>(教育長)                  都市整備部はこの問題を真摯に受け止めて、7月4日に地元住民説明会の準備を進めている。教育委員会もオール四日市の一員として、再編計画全体について、しっかり話をしていく。避難所については、危機管理監から説明するし、解体については教育委員会が主体なので、皆さんと話をしながら話を進めていきたい。</p>
村山 繁生 (フューチャー 四日市)	<p>避難所は後から出てきた問題で、再編計画と一緒に議論していけばいいのであって、今回に関しては、解体の議案についてのみ議論すべきでは。(意見)</p>	
中川 雅晶 (公明党)	<p>笹川地区の方に話を伺ったら、再編を進めてほしいという意見を複数人から聞いた。皆が反対しているわけではない。肅々とこの議案を進めるべきと思う。避難所に関しては様々な観点で議論されるべきだと思うので、今までこうだったから同じものを作ろうというのは非建設的な話だと思う。(意見)</p>	
小田 あけみ (フューチャー 四日市)	<p>心情的には、笹川地区の住民から話も聞いているし、新型コロナウイルス感染症のせいで説明会が延長になる間に解体工事の契約締結があつて、不信感を持っているとの話も聞いている。                  4月まで都市・環境常任委員会に在籍しており、議論もしていたが、避難所のことは考えていなかった。避難所の案を危機管理室で作らないといけないと思うが、行き先がないとは思わないので、教育民生常任委員会では肅々と議案について議論を進めるべきだと思う。(意見)</p>	
土井 数馬 (市民eyes)	<p>総務常任委員会で請願が提出されるまでは、解体の話聞いていない、もったいないという主旨の話もあったが、請願事項の主旨を見ていると、笹川地区に必要十分な避難所を確保してほしいとある。当初の論法から変わってきている。壊すことと、新しく建てることは別の問題。壊した後でどうするかは今から進めていくことだと思うので、先の議論をしながら、解体に関しては肅々と議論を進めていけばいいのでは。(意見)</p>	